

任期付在籍出向職員取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、職員就業規則第5条第3項第2号の方法により採用する職員（以下「任期付在籍出向職員」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 民間企業 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社その他理事長が指定する法人をいう。
- 二 任期付在籍出向 民間企業に現に雇用されている従業員を当該民間企業との雇用関係を継続させたまま、当該民間企業への復帰を前提に、農研機構の職員として採用することをいう。

(採用方法)

第3条 任期付在籍出向職員の採用は、公募によるものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、招へいにより採用することができる。

(公募による採用)

第4条 任期付在籍出向をしようとする理事（当該任期付在籍出向に係る業務を担当職務とする理事をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した書類を理事長に提出し、承認を得なければならない。

- 一 任期付在籍出向の必要性
- 二 任期付在籍出向による採用予定人数及び採用予定期間
- 三 任期付在籍出向職員として採用を予定している役職、年齢層
- 四 具体的な職務内容
- 五 任期付在籍出向職員に求める条件等

2 理事は、前項の規定により理事長の承認を得た場合は、当該承認に係る任期付在籍出向職員を民間企業から募集するため、ウェブサイトへの掲載その他適切な手段により公募する。ただし、招へいによる場合はこの限りでない。

(応募)

第5条 前条第2項本文の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる任期付在籍出向に関する事項を記載した書類に任期付在籍出向職員として推薦する従業員（以下この条において「候補者」という。）の任期付在籍出向に関する同意書を添付

の上、農研機構に提出するものとする。

- 一 候補者の氏名
- 二 候補者の経歴等
- 三 候補者の給与等人件費見込額
- 四 当該民間企業における候補者の地位及び職務内容

（招へいによる採用）

第6条 理事は、任期付在籍出向職員を招へいにより採用しようとする場合は、前条に規定する書類及び同意書を当該招へいしようとする者が所属する民間企業から求めて理事長に提出するものとする。

（任期付在籍出向職員の決定）

第7条 理事長は、前2条の規定に基づき提出された書類及び同意書並びに面接により任期付在籍出向職員を決定するものとする。

（出向契約の締結）

第8条 農研機構は、前条の決定をした場合は、職員就業規則第7条の2の規定に基づき、任期付在籍出向に関する次に掲げる事項について取り決めた出向契約を当該任期付在籍出向職員を現に雇用している民間企業（以下「出向元企業」という。）及び当該任期付在籍出向職員との三者で書面により締結する。

- 一 任期付在籍出向職員の氏名及び出向元企業における所属
- 二 任期付在籍出向期間及びその更新に関する事項
- 三 勤務場所、所属、職名及び従事する業務に関する事項
- 四 勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 五 時間外勤務に関する事項
- 六 給与に関する事項
- 七 退職手当に関する事項
- 八 人事評価に関する事項
- 九 健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険及び労災保険に関する事項
- 十 出向元企業への復帰に関する事項
- 十一 知的財産に関する事項
- 十二 秘密保持に関する事項
- 十三 契約の終了及び解除に関する事項
- 十四 その他任期付在籍出向に関する必要事項

2 農研機構は、出向元企業及び任期付在籍出向職員との合意に基づき、前項の規定により締結した出向契約を変更又は解除することができる。

（労働契約の締結等）

第9条 前条第1項の規定により出向契約を締結した任期付在籍出向職員に対する職員人事規程（13規程第15号）第13条及び第14条の規定の適用については、同規程第

13条及び第14条第2項中「採用契約書」とあるのは、「出向契約書」とする。

(給与の支給等)

第10条 任期付在籍出向職員の給与は、出向元企業が定める基準により当該出向元企業が支給するものとする。

2 農研機構は、前項の規定により、出向元企業が任期付在籍出向職員に支給する給与額の全部又は一部を出向契約書に定めるところにより負担するものとする。

(退職手当の取扱い)

第11条 任期付在籍出向職員の退職手当は、出向元企業が定める基準により当該出向元企業が支給するものとする。

2 農研機構は、前項の規定により、任期付在籍出向職員の任期中の通算される期間分により増加することとなる退職金相当額を超えない範囲内において、出向契約書に定めるところにより負担することができる。

(人事評価の実施)

第12条 任期付在籍出向職員に対する人事評価は、出向契約書に定めるところにより行うものとする。

(利害関係業務の従事制限)

第13条 農研機構は、任期付在籍出向職員には、その任期中、出向元企業と農研機構との間に物品購入等の契約関係その他の特別な利害の関わる業務に従事させない。

(勤務状況の報告)

第14条 勤務管理者は、任期付在籍出向職員の農研機構における勤務状況について、毎月分を取りまとめ書面により出向元企業に報告するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、任期付在籍出向職員の取扱いに関して必要な事項については、農研機構と出向元企業とが協議して決定するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.4.1 28-12規程第131-1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29.3.1 28-28規程第131-2号)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成31.3.1 30-23規程第131-3号）
この規程は、平成31年3月1日から施行する。